

規制シート(様式)

(別紙1)

180196101590001

平成28年2月15日

規制の名称	割賦販売法における教育ローンにかかる規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	割賦販売法(第2条4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	商務流通保安グループ 商取引監督課 課長 坂本 里和
規制目的	割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止に必要な措置を講じることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>【行為規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別信用購入あっせん関係受領契約(クレジット契約)を締結する際の消費者の支払可能見込額を調査する調査義務。 ・消費者の情報の取扱い、委託業務の適確な遂行の確保及び消費者からの苦情の処理のために、必要な措置の実施義務。 ・個別信用購入あっせん業を営むには登録が必要。 ・指定信用情報機関への消費者の信用情報の登録義務。等 <p>【民事ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の解除及び期限の利益を喪失させることができる場合の制限。 ・契約解除の伴う損害賠償額の制限。 ・販売業者との間に生じている事由をもって個別信用購入あっせん業者からの支払い請求を拒否することができる。等 	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となる。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断を行っている。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	平成20年において、新たに個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、監督規定を導入する等の改正を行った背景には、当時、クレジット取引に関する消費生活センターへの相談件数の約8割が「個品割賦購入あっせん取引」(教育に係るクレジット取引含む)に係るものであったことなど、個別クレジットを利用した消費者トラブルが増加したことがあげられる。 現行法における個別信用購入あっせんに係る規定が、このような実態を背景として措置されたものであることを踏まえつつ、産業構造審議会割賦販売小委員会において、都銀懇話会及び(一社)全国地方銀行協会から個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要望について聴取した上で審議をした結果、今回提案のあった銀行を法の規定から適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえないという結論を得ている(この結論については、同審議会が平成27年7月にとりまとめた報告書においても記載されている。)	規制の維持、改革又は新設の別	-
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	平成二十年六月一八日法律第七四号 附則第八条		
次の見直し時期	平成三十二年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>